

別紙3 令和元年10月利用分以降における児童発達支援等無償化に係る事業所向けQ&A 変更箇所

(変更前)

NO	質問	回答
3	複数の障がい児がいる世帯で、例えば第二子だけが無償化対象児童となった場合、第二子については上限額管理は不要となりますが、第一子についても上限額管理を行わないこととなりますか。	左記の例で、第一子が2以上の事業所を利用している場合は、第二子の無償化に関わらず上限額管理が必要になります。複数の障がい児がいる世帯で、それぞれ1事業所のみを利用していた場合は、第二子の無償化により、事業所間で世帯の利用料を配分する必要がないことから、第一子の上限額管理も不要となります。

(変更後)

3	複数の障がい児がいる世帯で、例えば第二子だけが <u>国施策無償化対象児童</u> となった場合、第二子については上限額管理は不要となりますが、 <u>守口市独自無償化及び国施策無償化いずれの対象でもない</u> 第一子についても上限額管理を行わないこととなりますか。	左記の例で、 <u>守口市独自無償化及び国施策無償化いずれの対象でもない</u> 第一子が2以上の事業所を利用している場合は、第二子の <u>国施策無償化</u> に関わらず上限額管理が必要になります。複数の障がい児がいる世帯で、それぞれ1事業所のみを利用していた場合は、第二子の <u>国施策無償化</u> により、事業所間で世帯の利用料を配分する必要がないことから、 <u>守口市独自無償化及び国施策無償化いずれの対象でもない</u> 第一子の上限額管理も不要となります。
---	--	--